

## 今号の主な内容

- 2面 消火器・薬剤詰め替えあっせん  
2面 親子で長崎へ・平和派遣者募集  
3面 軽自動車税通知・休日納税相談  
4面 無料健康診査(6月の日程)  
4面 小冊子「落合の追憶」発行  
4面 正しく分けよう!資源とごみ②

# 広報しんじゅく

「新宿力」で創造する、  
やすらぎとにぎわいのまち

平成20年(2008年)

5・5

第1886号

発行 新宿区 編集 区政情報課(毎月5・15・25日発行)  
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 ☎(3209)1111  
ホームページ http://www.city.shinjuku.tokyo.jp/

子育てのことで  
悩んでいる…

サービスの利用は  
どうしたらしいの?

## 相談は 子ども家庭支援センターへ



### ▲親と子のひろば ~自由に来館して遊べます~

【日時】月～土曜日(祝日等を除く)、午前10時～午後4時

【対象】区内在住の0歳～3歳と保護者の方(初めて利用するときは登録が必要)

保護者同士の交流や仲間づくりを兼ねた行事、子どもの年齢別の連続講座も実施しています。日程はお問い合わせください。新宿区ホームページの子ども家庭支援センターのページでもご案内しています。

【費用】無料  
【会場・申込み】5月21日(水)までに地域  
い合わせください。  
(5363)2170へ。詳しくは、お問

【日時】5月28日(水)～30日(金)、午前9時30分～午後4時(28日は午後3時30分まで)  
【内容】講義「区の子育て支援の現状」「乳幼児、学童期の生活と発達」ほか・現

前記には該当しなくとも、地域の子育て支援に理解があり、協力家庭になつていただける方向けに実施します。  
看護師・保育士等の資格をお持ちの方、区社会福祉協議会ファミリーサポート提  
供会員等の活動実績がある方は、登録研  
修を受けてご協力いただけます。子ども  
家庭支援センターへご連絡ください。

【申込み】子どもサービス課  
所へ。郵送・電子申請(新宿区  
ホームページからリンク)で  
も手続きできます。添付書類  
が必要な場合や、区民税の申  
告をお願いすることがあります。

子ども家庭支援センターでは、子育て家庭が地域で安心して暮らせるよう、子どもや家庭の相談、育児支援のための家庭訪問、子どもショートステイ事業などを行っています。子育ての仲間づくりにも利用できます。

また、学校・保健センター・医療機関・児童相談センター・民生委員・児童委員・主任児童委員など、さまざまな関係機関とのネットワークを作り、子育てを総合的に支援しています。

【問合せ】子ども家庭支援センター(中落合2-7-24) ☎(3952)7751へ。

### 子ども ショートステイ



入院・出産・介護等で保護者の方が夜間も留守になり、一時的に養育できなくなつたときに、お子さんを預かります。

【対象】区内在住の0歳～小学生(乳児院は未就学児のみ)  
【内容】食事の提供、入浴、生活指導、保育園・小学校への送迎など

【費用】1回の申し込みで7日間まで(24時間×7日)  
【費用】1人1日3千円(減免制度あり)

● ショートステイ協力家庭・認証研修  
看護師・保育士等の資格をお持ちの方、区社会福祉協議会ファミリーサポート提  
供会員等の活動実績がある方は、登録研  
修を受けてご協力いただけます。子ども  
家庭支援センターへご連絡ください。

または区内の協力家庭  
院は未就学児のみ)  
【内容】食事の提供、入浴、生活指導、保  
育園・小学校への送迎など  
【費用】1回の申し込みで7日間まで(24時間×7日)  
【費用】1人1日3千円(減免制度あり)

### 児童手当(国制度) 新宿区児童手当(区制度)

5月受け付け分から、19年中の所得で支給の可否を決定します。今まで受給していらない方でも申請してください。手当の支給は、原則として申請の翌月からです。児童手当(国制度)は、

場合があります。現在受給している方へは、6月中旬に現況届のご案内を送ります。

所得制限はありません。助成を受けるには、①医療証(未就学児)・②医療証(小・中学生)が必要です。

【対象】次のすべてに該当する方  
▼子どもと保護者が区内在住  
▼子どもが平成5年4月2日以降生まれ(中学校修了前)で日本  
の健康保険制度に加入

※児童福祉施設に入所していても

医療費の助成が受けられる方、生活保護を受けている方は対象になります。

【助成内容】健康保険証を使つて医療機関で診療を受けた場合に、窓口で支払う「医療費の自己負担分」「入院時食事療養標準負担額」を助成。原則として申請月の1日から助成。出生・転入した方で、その翌日から3か月以内に申請したときは、出

### 子ども医療費助成

医療費の助成が受けられる方、生活保護を受けている方は対象になります。

【子育ての経済的負担を軽減しやすいまちに】  
★出産後、手伝ってくれる人  
がいない」「初めての出産で不安」。そんなとき、家庭を訪問してお手伝いします。  
【利用期間】出産後1年未満、10日間延べ30時間まで。双子の場合等は15日間延べ45時間まで

### 産後の育児や 家事を支援



【子育ての経済的負担を軽減しやすいまちに】  
★出産後、手伝ってくれる人  
がいない」「初めての出産で不安」。そんなとき、家庭を訪問してお手伝いします。  
【利用期間】出産後1年未満、10日間延べ30時間まで。双子の場合等は15日間延べ45時間まで

【申込み】子どもサービス課  
所へ。郵送・電子申請(新宿区  
ホームページからリンク)で  
も手続きできます。添付書類  
が必要な場合や、区民税の申  
告をお願いすることあります。

【問合せ】子どもサービス課  
(5273)4546へ。  
す。詳しくは、お問い合わせください。  
【申込み】子どもサービス課  
所へ。郵送・電子申請(新宿区  
ホームページからリンク)で  
も手続きできます。添付書類  
が必要な場合や、区民税の申  
告をお願いすることあります。